

10~12月は滞納整理強化期間です

ストップ！ 滞納

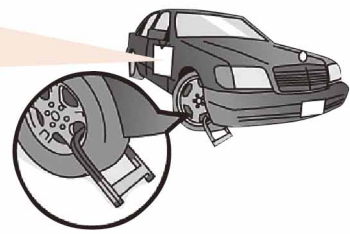


町では、県と県内すべての市町村と協働して、10月から12月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、税込確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。正しく納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を保つため、正当な理由なく町税を納付していない方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

【自動車の差押事例】

タイヤロックの際には、その自動車を寄居町が占有していることを明らかにするために、公示書を運転席側のサイドミラーに取り付けます。なお、差押自動車の隠蔽や、公示書を破棄した場合は『地方税法』および『刑法』の規定により罰せられることがあります。

自動車のタイヤロック



●町税は納期限内に納付しましょう

納税は憲法で国民の義務の一つに規定されています。町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。納期限を過ぎても納付していない方は、町指定金融機関やコンビニエンスストア、または役場で至急納付してください(取扱期限を過ぎた場合等は、コンビニエンスストアで納付できない場合があります)。

●税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分(差し押さえ等)を行います。差し押さえた財産は公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

●納付できない事情があるときは

税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。納期限を過ぎても納付がない場合は延滞金が生じますので、やむを得ない事情により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。

●口座振替をご利用ください

口座振替取扱い金融機関に預貯金口座がある方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。ご指定の口座から自動的に振替納税ができますので、その都度金融機関等に出向く必要はありません。

滞納処分に関するQ&A

Q1滞納処分とは何ですか？

A1税金について、督促後も完納しない場合に行う強制徴収手続きで、差し押さえや捜索などがあります。

Q2事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？

A2税金は納期限内に自主納付していただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、事前の連絡は致しません。また、督促状発送後も、電話催告や催告書等により納税についてのお知らせをしています。

Q3少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？

A3古い、新しい、または税額の大小にかかわらず、滞納がある方に対して、町は法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。

Q4分割納付しているのに、差し押さえられました。どうしてですか？

A4分割納付をしても、それ以上の納税する資力が確認できた場合には、財産の差し押さえを行っています。

Q5住宅ローンや車のローンがあるので納税できません。どうすればよいですか？

A5私債権がある場合でも税金は納めなければなりません。ローン返済の計画を見直すなど、完納に向けて行動していただく必要があります。

Q6最近、税金の徴収が厳しいとの話を聞きましたが、なぜですか？

A6町では、県と連携し、公平な徴収の実現と税込確保のための取り組みを通年にわたって推進しています。

問い合わせ／税務課(☎581・2121内線153・158)へ。

不動産会場公売を実施します

町では、税の滞納処分として差し押さえた不動産を、公売により売却します。この公売は、ご来場いただいた方に参加いただける会場公売となります。

日時／10月25日(火)午後1時30分～1時40分(開場は午後1時予定)

場所／熊谷地方庁舎4階大会議室(熊谷市末広3-9-1)

公売物件／大字鉢形地内の土地1件

売却決定日および代金納付期限／11月1日(火)

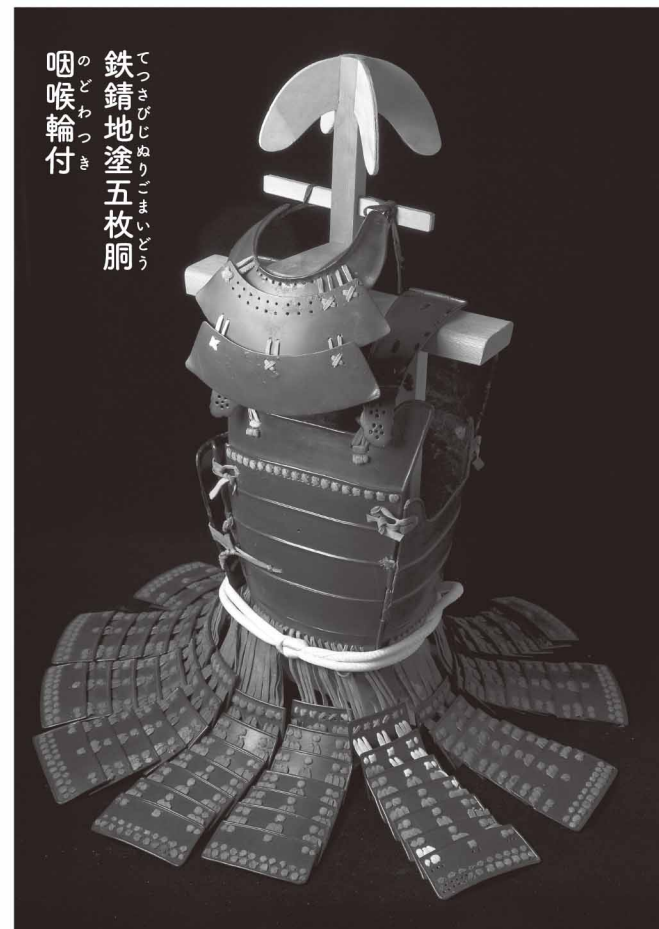
参加資格／上記の入札日時に入札会場へご来場いただける方。なお、当日公売物件ごとに指定した公売保証金を納付していただくことが条件となります。

申し込み／不要

その他／詳細は県ホームページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html>)をご確認ください。

問い合わせ／寄居町税務課(☎581・2121内線158)へ。



鉄錆地塗五枚胴
咽喉輪付

「関東五枚胴具足を中心に」

関東の武具

鉢形城歴史館
平成28年秋季企画展

平成28年秋季企画展は「関東の武具」をテーマとして開催します。大名の着用する当世具足と呼ばれる絢爛豪華な甲冑は、美術工芸品として鑑賞されましたが、国衆と呼ばれる在地の武将や足軽たちが着用した甲冑は評価の低いものでした。近年、それらを歴史資料として評価する機運が高まる中、秩父孫次郎重国所用と伝わる「関東五枚胴」と系譜を同じくする鎧が数点確認されたことから、今回の展示会を催します。



木製刀拵
伝前田慶次所用

関連イベント 企画展歴史講座 「関東の武具について」

日時／11月6日(日) 午後1時～3時

場所／鉢形財産区会館多目的ホール

講師／甲冑歴史研究者・小山評定
ふるさと大使・伊澤昭二氏

申し込み／鉢形城歴史館に電話でお申し込みください。

期間／10月8日(土)～11月27日(日)
時間／午前9時30分～午後4時30分
(入館は午後4時まで)
場所／鉢形城歴史館(大字鉢形2496-2)
費用／入館料(一般200円、高校生・大学生100円(20人以上半額)、中学生以下、70歳以上、障害者手帳をお持ちの方は無料)
休館日／10月11日(火)、17日(月)、24日(月)、31日(月)、11月4日(金)、7日(月)、14日(月)、21日(月)、24日(木)
問い合わせ／鉢形城歴史館(☎586・0315)へ。



▲関東五枚胴具足
伝秩父孫次郎所用